

## &green food 使用要領

この要領は、市が定めた&green food に関する資材の使用基準等について必要な事項を定めものとする。

### 1 目的

市の農産物・加工品を連想・イメージできるデザイン及びそれを用いた販売促進ツール(以下「&green food」という。)を様々な場面で表示することを通じて、北本市産の農産物・加工品のPRによる知名度の向上及び新規就農者等の販売促進支援を目的とする。

### 2 資材の種類

市が提供する資材は、次の各号に掲げられるものとする。

- (1) 有形資材 卓上のぼり旗、のぼり旗、テーブルスカート、エプロン ※図1～図4
- (2) 無形資材 ポスター、ブランドボード、プライスカード、包装紙、ブランドシンボル、サブグラフィック、商品シール ※図5～図11

### 3 使用の申請

&green foodの資材の貸出しを受けたい者であって次に掲げる事項に該当しないときは、&green food(新規・継続)使用承認申請書兼承認通知書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき
- (2) 不当な利益をあげるために利用しようとするとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのあるとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が承認することが不相当と認めるとき

### 4 使用の承認

市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、&green food(新規・継続)使用承認申請書兼承認通知書(様式第1号)により当該申請をした者に通知し、第2項に掲げる資材を貸与するものとする。この場合において、資材の使用について市長は必要に応じて使用に関する条件を付することができる。

### 5 使用の制限

資材は、デザインガイドラインで定められた基準に従って使用するほか、次に掲げる使用をしてはいけない。

- (1) 無断で複製、使用及び印刷すること
- (2) 他人に譲渡すること
- (3) 誤認されるデザインを使用すること
- (4) 承認した用途以外に使用すること

## 6 使用の期間

使用の期間は、1年間以内とし、有形資材にあつては使用期間経過後10日以内に産業観光課まで返却しなければならない。

## 7 使用料

&green food は市の農産物・加工品を情報発信するためのものであることから、その使用料は無料とする。

## 8 使用承認の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは資材を使用している者（以下「使用者」という。）に対し、&green food 使用承認取消通知書（様式第2号）により通知し、使用の承認を取り消すものとする。この場合において、承認の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 市が行うブランド事業、又は支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがあるとき
- (2) 使用者がこの要領に違反したとき
- (3) 市の農産物と加工品の品位を傷つけ、又はデザインの趣旨の妨げとなるおそれのあるとき
- (4) 承認申請書の内容に虚偽又は不正のあることが判明したとき
- (5) 第3項に掲げるもののいずれかに該当するに至ったとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資材の使用が不相当であると認められた場合

## 9 不適切な使用等に当たつての措置

前項の規定により使用の承認を取り消された使用者は、速やかに資材の使用をやめ、資材を産業観光課に返却しなければならない。この場合において、市長は、使用者が使用を続けるときは、必要に応じて次の各号に掲げる措置を順次講ずるものとする。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 企業名・団体名の公表
- (4) 法的措置

## 10 使用者の責務

表示されたものに関する一切の責任は、使用者によるものとする。

### 11 著作権

著作権は、北本市に帰属する。

### 12 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2(1)有形資材

・図1・・・卓上のぼり旗 (10cm×30cm)



・図2・・・のぼり旗 (60cm×180cm)



・図3・・・テーブルスカート (70cm×180cm×45cm)



・図４・・・エプロン



2(2)無形資材（データのみ配布）

・図５・・・ポスター



・ 図 6 . . . ブランドボード



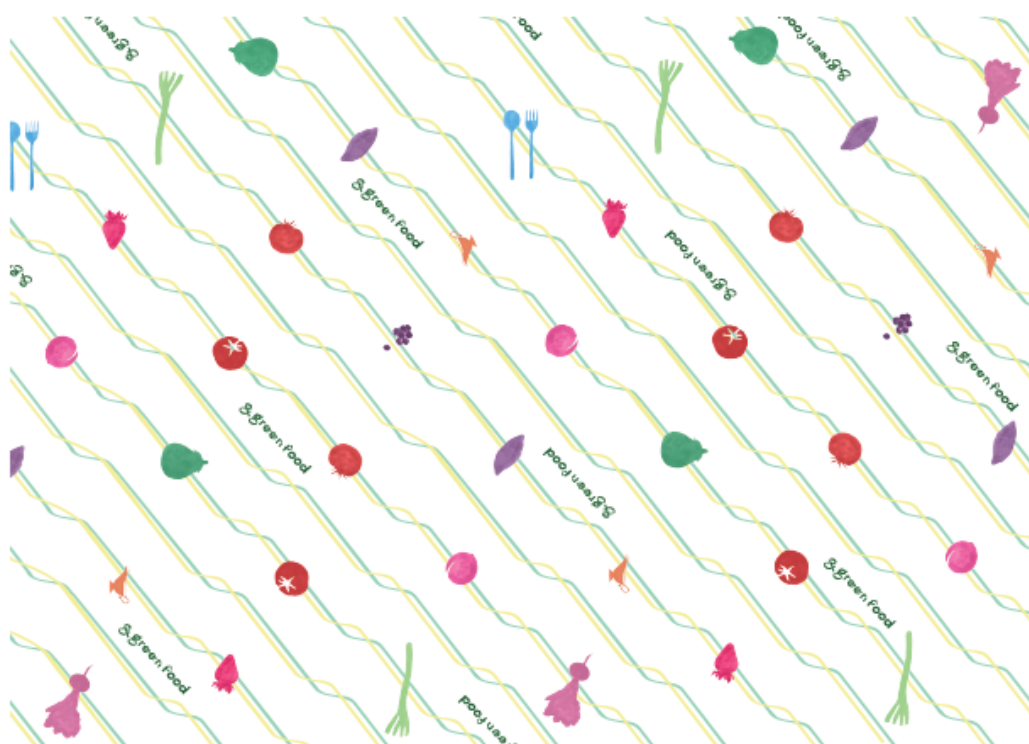
・ 図 7 . . . プライスカード



・ 図 8-1 . . . 包装紙 (カラフル)



・図8-2・・・包装紙（ライン）



・図8-3・・・包装紙（チェック）



・図9・・・ブランドシンボル



・図10・・・サブグラフィック



・図11・・・商品シール



丸いシールの場合



四角いシールの場合

QRコードなどでweb上の情報と連動させて、生産者のこだわり、  
オススメの食べ方などを伝えるような使い方もできます。

様式第1号

&green food（新規・継続）使用承認申請書兼承認通知書

令和 年 月 日

（宛先）北本市長 三宮 幸雄 様

申請者 住所  
名称  
氏名

&green food 使用要領の規定により資材を使用したいので、次のとおり申請します。

申請内容	点（数）	有形（貸出）	無形（データ配布）	点（レ点）
		のぼり旗	ポスター	
		卓上のぼり旗	ブランドボード	
		テーブルスカート	プライスカード	
		エプロン	ギフト用包装紙	
			ブランドシンボル サブグラフィック 商品シール※	
使用内容	(※商品シールを選択する場合は商品名まで記載。)			
使用場所				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
申請者情報	管理責任者	住所		
		氏名		
		電話番号		

承認通知書

北市産収第 号  
令和 年 月 日  
北本市長 三宮 幸雄

上記による申請については、令和 年 月 日に使用を承認したので通知します。



(裏)

使用時の注意事項

- (1) 承認した商品等以外に使用しないこと。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの及びその他社会的な非難を受けるおそれのあるものに使用しないこと。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのあるものに使用しないこと。
- (4) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのあるものに使用しないこと。
- (5) 信用又は品位をおとしめるおそれのあるものに使用しないこと。
- (6) デザインデータを利用する場合は、完成品を写真等で提出すること。
- (7) &green food 使用要領第8項に該当する場合は、承認を取り消すことがある。

様式第2号

&green food 使用承認取消通知書

北市産発第 号

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_様

北本市長 三 宮 幸 雄

年 月 日付けで申請のありました&green food の使用については、次の理由により、使用承認を取り消すこととなりましたので、通知します。

理由